

平成30年度 美幌町水道事業水質検査頻度及び設定理由

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	1/5		1/10	原則検査頻度	1/5超過	1/10超過 1/5以下	1/10以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 美幌町役場 給水栓	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次の検査年度
					1年1回頻度可	3年1回頻度可									
1 一般細菌	100個/ml以下	2	0	0	検査回数減不可			月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可			月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	-	<0.0003	-	0.0006	0.0003				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	<0.00005	-	0.0001	0.00005				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	-	<0.005	-	0.01	0.005				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	-	0.008	0.004				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.43	0.41	0.38	2	1				○		月1回	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今まで通り毎月検査	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	-	<0.05	-	0.16	0.08				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	-	<0.02	-	0.2	0.1				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	-	<0.0002	-	0.0004	0.0002				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	-	<0.0005	-	0.01	0.005				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	-	<0.001	-	0.008	0.004				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	-	<0.001	-	0.004	0.002				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	<0.0005	-	0.002	0.001				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	<0.0005	-	0.002	0.001				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.07	<0.06	<0.06	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002	0.002	0.002	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.001	0.002	0.003	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.002	0.002	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.001	0.001	0.002	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可			-	-	-		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	-	0.004	-	0.2	0.1				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.03	0.03	0.04	0.04	0.02			○			年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回(PAC使用)	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01	0.02	0.01	0.06	0.03				○		月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査	
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	-	0.002	-	0.2	0.1				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	-	5.5	-	40	20				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	-	<0.001	-	0.01	0.005				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
38 塩化物イオン	200mg/l以下	12.4	9.6	11.2	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-		月1回	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	-	16.8	-	60	30		3ヶ月1回以上		○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
40 蒸発残留物	500mg/l以下	92	84	89	100	50			○			年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	<0.02	-	0.04	0.02				○		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
42 ジェオスミン	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.00002	1E-06	藻の発生する時期			○		年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.00002	1E-06		月1回		○		年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		3ヶ月				年1回	1	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないが1年に1回	
45 フェノール類	0.005mg/l以下	-	<0.0005	-	0.001	0.0005		1回以上		1/2以下		3ヶ月1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成31年度
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	0.5	0.6	0.7	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-		月1回	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	6.7~7.3	6.9~7.1	6.6~7.1	検査回数減不可			-	-	-		月1回	12	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			-	-	-		月1回	12	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			-	-	-		月1回	12	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可			-	-	-		月1回	12	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可			-	-	-		月1回	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、平成30年3月末までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365